



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第15号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の定めるところにより、茨城県後期高齢者医療広域連合における障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、別紙のとおり公表する。

令和8年5月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷



令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

評価年度	令和7年度
目標に対する達成度	<p>採用に関する目標</p> <p>○障害者の雇用に関する合理的配慮事例や雇用状況に関する資料を職員間で供覧し、理解促進に努めた。</p> <p>定着に関する目標</p> <p>○障害のある職員の在籍がなかったため、該当なし</p>
取組の内容の実施状況	<p>障害者の活躍を推進する体制整備</p> <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任。</p> <p>障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>○障害のある職員の在籍がなかったため、該当事項なし。</p> <p>障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>○庁舎内への手すり、スロープ、引き戸、幅広の机等の設置を行っている。前年度に引き続き、多目的トイレの維持管理や執務室内通路の十分なスペースの確保など、障害のある職員の在籍を想定した環境整備に努めた。</p> <p>○障害のある職員が在籍した場合において、その障害特性等に応じて柔軟な勤務時間を構成できるよう、時差出勤制度及び休憩時間の選択制を導入している。</p> <p>その他</p> <p>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注実績なし。</p>
ロールモデルとなる障害者の事例	該当なし
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	現在障害のある職員は在籍していない状況であるが、引き続き障害者活躍推進計画に基づく取組を進めていく。
計画の見直し・修正	必要に応じて見直し・修正を行っていく。